

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和5年 12 月8日(金) 午前 10 時～午前 10 時 56 分

場所 第 2 ・ 第 3 委員会室

出席議員 委 員 長 井上真砂美 副委員長 伊藤隆信 委 員 片岡健一郎
委 員 鬼頭博和 委 員 堀江珠恵 委 員 日比野 走
委 員 梶谷規子

欠席議員 なし

説明員 健康福祉部長 長谷川忍、教育こども未来部長 近藤玲子
行政課長 佐野剛、市民窓口課長 富邦也、福祉課長 石川文子、長寿介護課長
中野高歳、子育て支援課主幹 佐久間喜代彦、同統括主査 山田真理、同指導
保育士兼子育て支援センター長 野田克枝

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 81 号	岩倉市五条川小学校区統合保育園検討委員会条例の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第 87 号	岩倉市ふれあいセンターの指定管理者の指定について	全員賛成 原案可決
議案第 88 号	岩倉市地域交流センターみどりの家の指定管理者の指定について	全員賛成 原案可決
議案第 89 号	岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家の指定管理者の指定の期間の変更について	全員賛成 原案可決
請願第 5 号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書	全員賛成 一部採択
請願第 6 号	「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願	賛成少数 不採択
陳情第 16 号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情	聞きおく
陳情第 18 号	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める陳情書	聞きおく

◎委員長（井上真砂美君） 皆様、おはようございます。

ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案4件、請願2件であります。このほか陳情2件が送付されており、これらの案件を逐次議題といたします。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（長谷川 忍君） おはようございます。

今回の委員会付託議案につきましては、条例の廃止が1件とあと指定管理者に係る議案を3件、お願いしております。

グループ長以上の出席をさせていただいておりますので、丁寧な答弁に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

初めに、議案第81号「岩倉市五条川小学校区統合保育園検討委員会条例の廃止について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） この条例の廃止については、五条川小学校区統合保育園の基本構想がもう策定できたということで、所掌事項が終了したためということでの廃止なわけですが、建設はまだこれからであります。基本構想ができてすぐではなく、また建設できてからではなく、12月議会のこのタイミングでの廃止について、制定については、このタイミングでというところの理由をお聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課主幹（佐久間喜代彦君） 基本構想はおっしゃられるとおり、令和5年2月に策定ということで、令和4年度中に4回の会議を実施して、公立保育園の保護者の皆様、それから市民の公募の皆様含めて18人の委員の皆様を募って検討委員会を行って、令和4年度中に計画的に策定できました。

ただ一方で、用地の確保のところは、並行して進めておったんですけれども、ちょっとそちらのほうが想定よりも時間がかかっておりまして、そのところでちょっと万が一の予定地の変更等の可能性というところも考慮しながらのところでしたので、このたび用地のほうも無事に契約の完了までこぎ着けたというところで、この時期での条例の廃止となったところでございます。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第81号「岩倉市五条川小学校区統合保育園検討委員会条例の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第81号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第87号「岩倉市ふれあいセンターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

◎委員（梶谷規子君） ふれあいセンターの指定管理については、これまで同様社会福祉協議会ということで、公募によらなかったということですが、1階にはシルバー人材センターがあり、2階には社会福祉協議会が毎日事務その他やってみえることはよく承知しているところですが、公募によらずにこれまでと同じという判断をされたということについてのお考え、お聞かせいただきたいと思います。

◎福祉課長（石川文子君） ふれあいセンターにつきましては、高齢者の生きがい活動の増進、地域福祉のための人材養成並びにボランティア育成及び強化を図るとともに、地域福祉活動の推進に寄与するために設置されたものでございます。

このふれあいセンターの指定管理につきましては、本市において地域福祉の推進に長年の実績があり、現在の指定管理者である社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会が請け負うことが当該施設の設置の目的を効果的に達成することができるということで判断したものでございます。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第87号「岩倉市ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第87号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第88号「岩倉市地域交流センターみどりの家の指定管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） この地域交流センターみどりの家の選定については、もう一つの団体と2者の選定、評価の中身など本会議でも質疑があったところですが、この選定委員会の構成が部長が5人という選定委員会になっているわけですが、他の市町でもこういう指定管理者の選定などについては、内部の組織で部長のメンバーでというような選定委員会なんのでしょうか。市民が加わるというような選定委員会などはないのでしょうか。どうでしょうか。

◎子育て支援課主幹（佐久間喜代彦君） 他の事業の指定管理等の選定委員

会のところはちょっとこちらでは把握はしておりませんが、子育て支援課のほうで所掌している指定管理の選定については、部長を委員として構成してやっております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第88号「岩倉市地域交流センターみどりの家の指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第88号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第89号「岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家の指定管理者の指定の期間の変更について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 今回、譲渡手続が延長されるということで、期間が延ばされたということなんですけれども、そこら辺の経緯についてお聞かせいただきたいと思います。

◎委員長（井上真砂美君） 暫時休憩にします。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 休憩を解き、再開いたします。

◎子育て支援課主幹（佐久間喜代彦君） 青少年宿泊研修施設希望の家につきましては、もともと譲渡を前提とした検討を進めてまいりましたが、国有

地と隣接しているということとか、接道要件の問題等が判明いたしましたので、当初の予定していたスケジュールを1年延ばして検討期間を設けるということになっております。

そのため、1年間期間が延びますので、その間施設を引き続き運営していくということで、指定管理の期間を延長するものでございます。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第89号「岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家の指定管理者の指定の期間の変更について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第89号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、請願第5号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」を議題といたします。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） 説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） この請願は、本会議でも話したように、今年44年目を迎える愛知自治体キャラバン、県内全ての自治体を訪問して医療・福祉・介護など社会保障の拡充と国や愛知県に意見書の提出を求めて請願する行動です。

要請項目が非常に多岐にわたる内容なので、もちろん全てを賛成多数で採択が一番望ましいですけど皆さんの合意は全て取れないものだと思いますので、国に対する意見書、愛知県に対する意見書を1本ずつ提出するということで、一部採択という方向にしていいただければと思います。

で、昨年も1本ずつ、国に対する意見書で⑥の18歳年度末までの医療費無料制度を創設してくださいと、愛知県に対する意見書で、(1)の子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してくださいという2本を皆さんの総意で一部採択で提出させていただいたんですが、その後も国と愛知県に対しては、岩倉以外の自治体からも意見書が出ているはずなんですけど、なかなか前進にまで至っていない中で、またこの意見書を提出したいと思います。

岩倉市はどちらも、入院も通院も18歳年度末まで無料制度をしてもらっていて、国や県がこの制度を実施していけば、岩倉市の負担は非常に少なくなります。そういった意味でも、国と愛知県に対しての意見書提出について一部採択という形でお願いできないでしょうか。

◎委員（片岡健一郎君） まずその前に、この請願項目、たくさんあるんですけども、毎年かなと感じているんですけども、岩倉市が既に行っている、実施している、実現しているような内容については、やはり少し精査していただきたいなというのは一言申し添えておきます。

そして今、梶谷委員のほうから御提案がありました国に対する意見書の⑥、そして愛知県に対する意見書の(1)、ともに18歳以上の医療費助成に関する意見書の請願項目ですけども、こちらに関しては岩倉市も今既に自主財源でやっておりますが、やはり財源という意味合いでは国や県にこのような意見書を出すのは私は同意できると思っておりますので、一部採択ということは賛成を私はいたします。

◎委員（梶谷規子君） 今、岩倉市がやっていることは精査していただきたいという、片岡委員からあったんですが、精査しています。

一番初めに、今年は項目として、自治体DX推進は住民の福祉の増進と人権保障のために行ってくださいという項目があるんですが、そこはこれまでも岩倉市は住民の福祉の増進と人権保障のために推進していくというふうに言われてきたので、そこは取っております。

また、内容についても、岩倉市が既にやっただいていいる要介護度の人

たちの確定申告などに使う控除を障害者控除の認定についての、送付してくださいという内容も岩倉市は既にやっているんで取ってあります。

一応岩倉市がやってきて、もう既に実施していただいていることは精査しての今回の提出にしているはずなんですけど、そのほかにこれはもう岩倉がやっているよという内容がありましたか。

〔「紹介議員として、委員長」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 今は委員間討議でありますけど、傍聴席から紹介議員としての意見を求めていますけど、委員の皆様いかがされますか、委員の皆様、許可よろしいですか。

〔「いいですよ」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

では、紹介議員の発言を許可いたします。

◎委員外議員（木村冬樹君） どうも委員長、ありがとうございます。

この自治体キャラバンというのは、何度も言っていますが、44回目ということで毎年実施されていて、岩倉市は10月の半ば頃にこの実行委員会の方が来て、1時間程度の執行機関とやり取りをしています。

それで、執行機関にも同じような内容のものが出されて、議会にも出されるという形でやられるんですけど、議会に出されるものについては、執行機関に出されているものと比較してもらえば、かなり変えてあります。

というのはやっぱり、岩倉市でやっていることは基本的に外すということと、拡大だとか実施だとかといって、実施していることは拡大してくださいという言葉にしていますし、細かいところでいうとね。そういうような修正を加えて、相当な、何回かやり取りをして岩倉市に合ったものということでやってきておりますので、そういった努力はこれからもやっていくつもりですけど、そういう内容になっていますので、また御指摘があったら教えていただきたいと思います。以上です。

◎委員長（井上真砂美君） 紹介議員からの説明を終えます。

ほかに討論すべきものはありますか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） 榊谷委員から提案として一部採択にすべき、そして国への意見書⑥、それから愛知県への意見書①の提案、そして一部採択にするよう提案がありましたけど、ほかの委員、御意見ありますか。

◎委員（鬼頭博和君） 私も一部採択でいいと思います。

岩倉市もやっていますので、国や県からのこういった補助があれば、また

変わってくると思いますので、出していいと思っております。

◎委員長（井上真砂美君）　ほかよろしいですか。

ほかの意見はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君）　話をまとめますと一部採択ということ、それから国への意見書、18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書というもの、愛知県への意見書①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで拡充を求める意見書を提案したい、一部採択にしたいという意見がありました。

そして、その意見に対しても、賛成の委員の意見がありました。

委員間討議を終結しますがよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君）　お諮りいたします。

討論を省略したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君）　異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

請願第5号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」を一部採択に賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君）　挙手全員であります。

よって、請願第5号は一部採択とすることに決しました。

また、ほかの内容につきましては、意見書の内容につきましては、また最後に行わせていただきます。

続きまして、請願第6号「「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願」に入ります。

紹介議員の説明はございますか。

◎委員（梶谷規子君）　現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める請願については、意見書案が添付されていないんですが、同じように先ほどの自治体キャラバンの項目にも同じ項目がありまして、国への意見書案の、国への意見書①で案が添付されています。

それと同じ内容での意見書が提出できればと思いますが、よろしく願いします。

◎委員長（井上真砂美君）　紹介議員の説明を終わります。

質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君）　今回の健康保険証、マイナンバーカードで一本化するということで、現行の保険証を残してほしいという、こういった請願であ

りますけれども、取りあえずマイナンバーカードを今どれぐらい交付が岩倉市ではされているのかということをお聞きしたいと思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 11月末現在ですが、交付枚数から死亡とか有効期限切れ等、切れた、廃止されたカード、そういったものを除いた保有枚数ですけど、3万5,473枚になっております。

あと保有率につきましては74.2%、現在がその最新情報となっております。

◎委員（鬼頭博和君） ありがとうございます。

現在、74.2%ということで、国のほうでも大体同じぐらいの保有率というか、交付率ではないかなと思っております。

ひもづけされた状況ということについて、国保しかちょっと分からないと思うんですが、その辺の状況とか分かりますでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 委員の言われたとおりですが、報道等で示されたもので、システムの問題とかそういった人為的なミスとか、そういった社会保険とかほかのところの情報は報道でしか私どもも知りません。

岩倉市は国民健康保険というものをやっておりますので、そういったところでは国民健康保険の、本市の場合は国保の保険システムと住基記録システムをシステム上で連携しておりますので、全く誤った登録とかはなく、保険証の情報とかの連携がきちっとされておりますので、そういった事例とかはありません。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） 質疑を終結し、委員間討議に入ります。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） 委員間討議はないようですので、委員間討議を終結いたします。

討論はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 請願第6号「「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願」について、反対の立場で討論をさせていただきます。

請願趣旨にあるとおり、マイナンバー制度をめぐってはマイナ保険証に別人の情報が登録されたり、障害者手帳の情報が他人のマイナンバーにひもづけされたりするミスなどが発生しました。

こうしたマイナンバーをめぐる相次ぐ混乱で国民の不安を招いているとして、本年8月には岸田総理が国民に対しおわびすると陳謝をいたしました。

このような事態への対策として、政府はマイナンバー情報総点検本部をデジタル庁に設置し、マイナンバーに関し原則として11月末までに個別データの総点検を実施し、12月には結果を公表するとしております。

また、マイナンバー登録の人為的ミスを防ぐためのガイドラインを作成し、誤交付防止チェックリスト等を各自治体に通知をしています。

政府は現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化する方針を当面維持する考えを示しており、さらなる期間が必要と判断される場合、見直しも含め適切に対応するとしています。

これは、状況に応じて改めて対応を考えるということで、柔軟に対応する余地も残していると思います。

また、保険証に代わる資格確認書をマイナ保険証を保有していない人に一律交付し、資格確認書の有効期限は基本1年ではありますが、最大5年以内とするということも表明しております。

さらに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて、厚生労働省に推進本部が設置され、各医療機関等の準備状況に応じた導入支援の働きかけなど、医療機関にオンライン資格確認等システムの導入促進に向けた取組を進めており、おおむね全ての医療機関や薬局での導入を目指すとしております。

全国の医療機関、薬局におけるオンライン確認の導入状況として、実施に必要な顔認証カードリーダー申込数は本年10月時点で92.1%、設置施設は88.5%となっており、準備が着実に進んでいる状況であります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用することは、今後利用者にとって大きなメリットがあります。例えば、過去の薬剤情報や特定健診結果の共有が可能となるため、初めてかかる医療機関でも過去の医療情報等を活用して、質の高い医療を受けられるようになります。

このように医療DX、デジタル化に対応していく上でも、マイナ保険証への移行は様々な面でメリットがあると考えます。

以上のことから、請願第6号「「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願」について、反対とさせていただきます。

◎委員（梶谷規子君） 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願について、賛成の討論をいたします。

来年秋には、この保険証の廃止ということですが、今反対討論の中で、様々なメリットがあるということが言われたところですが、メリットがあるところは承知しています。

しかし、メリットがあると思う方たちは任意で利用してもらい、強制的に

紙の健康保険証を廃止するというについては様々な懸念があるために、やはり紙の健康保険証の存続を求める意見書を提出していただきたいと思うわけです。

マイナ保険証の管理については、非常に高齢者施設、障害者施設の事業所の方の御意見をいろいろお伺いすると、かなりハードルが上がると非常に心配をされておられます。

障害を持っている人たちの病院に付添いをしなければならないヘルパー事業所の人から直接お話をお聞きしましたが、病院では顔認証がエラーになることが多く、そうすると暗証番号を入れなければならないために、暗証番号の把握が必要となるということです。

受付でエラーになったり、あたふたして暗証番号を入れなくちゃいけない、エラーになっちゃったとかいう、ヘルパーさんがそういう状況の中で、ばたばたしちゃうと障害を持った仲間たち、障害者の人たちは、やはりスムーズにいかないことで診察前に気持ちが閉じてしまうようなおそれが非常にあり、非常に心配をされているという声をお聞きしました。

また、高齢者施設の方たちも、このマイナンバーカードを全ての人たちのカードを管理していくということが非常に困難だという声が多く聞かれています。

また、マイナンバーカード自体の取得が困難なケースも障害を持っている人たちには多く報告されていて、基本的には本人の直筆のサインが必要だったり、本人が来庁しなければならないわけですが、それが難しい重度の方たちについては成年後見人制度を利用してくださいと言われますが、この成年後見人制度の手続もまたかかってきて、費用もかかるというわけであります。

また、システム問題についても様々誤情報などの問題もあり、やはりこの請願にあるように、マイナンバーカードの保険証利用は任意として、紙の保険証はこれまでどおり、それぞれの市町で確実に、市町村の自治体の職員さんが2年に1度保険証をきちんと本人に送付してこられました。その紙の保険証はやはり全員に交付していただきたいということで、この現行の健康保険証の存続を求める意見書を提出してくださいという請願について、賛成いたします。

◎委員長（井上真砂美君） 討論を終結し、採決に入ります。

請願第6号「「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める請願」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手少数であります。

採決の結果、請願第6号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。
続きまして、陳情に移ります。

陳情第16号「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

いかがいたしましょうか。

◎委員（鬼頭博和君） 陳情ということで、議員各位がしっかり読み込んで勉強していただくということで、聞きおくということでもいいんじゃないでしょうか。

◎委員長（井上真砂美君） 聞きおくという意見が出ましたがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） それでは聞きおくとして、各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

続きまして、陳情第18号「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める陳情書」を議題といたします。

本陳情の扱いは、どのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（鬼頭博和君） こちらについても、様々な意見があると思いますので、皆さんで聞きおくという形で勉強していきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

◎委員長（井上真砂美君） 聞きおくという意見が出ましたが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） それでは、聞きおくとして、各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、一部採択されました請願第5号につきまして、意見書を委員会提出議案として提出することを議題といたしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 暫時休憩といたしますのでよろしくお願いいた

します。

(休 憩)

◎委員長（井上真砂美君） では、休憩を解き、委員会を再開いたします。

それでは、今回は意見書の提出を求める請願が一部採択されましたので、請願第5号、18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書（案）、国への意見書ですけれども、その案について議題といたしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、議題といたします。

意見書の文案について御意見はございますか。

◎委員（堀江珠恵君） 意見書案を、ここへ提示してあるというふうな形なんですけど、これに対していろいろ一緒に、今の委員会のこの場で決めていくということよろしいでしょうか。

◎委員長（井上真砂美君） はい。

◎委員（堀江珠恵君） じゃあ、補足とかいろんな部分、意見を出したらいいということですね。ありがとうございます。

◎委員（梶谷規子君） 国への意見書の⑥の案のところには、愛知県内ではというところで実施しているところはあるんですが、岩倉市議会から提出なので、岩倉市においてもということで、実施しているところを入れたらどうかと思うところです。

◎委員長（井上真砂美君） 少し確認させてください。

本文内容の「現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では」というところに岩倉市というのを付け加えるということよろしいですか。

〔発言する者あり〕

◎委員（片岡健一郎君） 岩倉市は中学まで無料じゃなくて、高校までなので、その後かな。

〔発言する者あり〕

◎委員（片岡健一郎君） そうですね。「18歳年度末まで無料」は30市町村が実施し、岩倉市においては入退院とも18歳年度末まで無料を行っているという文章をつければよろしいかなと思います。

何年何月からやっているということをこの後ろにつけてはいかがでしょうか。

◎委員長（井上真砂美君） 今の意見をまとめますとその次の文章。

さらにというところから、入院・通院とも「18歳年度末までは無料」は30市町村（56%）が実施し、入院の「18歳年度末までは無料」は51市町村

(94%) が実施している。

〔発言する者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ちょっと待って。

括弧はどうでしょう。

括弧の続きの後で、岩倉市は……。

◎委員（片岡健一郎君） そうですね。岩倉市においては何年何月より……。

◎委員長（井上真砂美君） もう一度、2020……。

◎委員（片岡健一郎君） 2022年4月より、入院、退院とも18歳年度末まで無料。

〔「通院」と呼ぶ者あり〕

◎委員（片岡健一郎君） 入院・通院ともですね。

入院・通院とも、18歳年度末無料までを実施しているという文言でいいかと思えます。

◎委員長（井上真砂美君） 事実のことをここに、岩倉市のやっているということをここに付け足す、1段目になると思いますが。

確認いたします。

岩倉市においては、2022年4月より入院・通院とも、18歳年度末まで無料を行っている。

〔「実施している」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 「実施している」を付け加えるといいということです。

ほかはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） では、文言をもう一度、きちんとした形でプリントさせていただきまして、また委員の皆様には確認していただきますが、そのようでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、国への意見書⑥については以上のように終結いたします。

次に、愛知県への意見書①ですが、愛知県への意見書①、こちらのほうも同じように、先ほどと考えると、30市町村が実施しというところ辺りで岩倉市の実情を書くのではないかと思います。委員の皆様、いかがでしょう。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） そうしますと、現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は53市町村（98%）が実施している。さらに、入院・通院とも「18歳年度末までは無料」は岩倉市を含むというふうに、その一文を入れれば岩倉市も入ると思いますが、岩倉市を含む30市町村（56%）が実施し、入院の「18歳年度末まで無料」は51市町村（94%）が実施している。（2023年8月1日時点、実施予定も含む）。

そこに「岩倉市を含む」を入れたらよいと思われそうですが、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

◎委員（片岡健一郎君） 何か、どっちでもいいんですけど、同じ意味なので、「岩倉市を含む」で30市町村を前につければいいんですけど、岩倉市が独自財源でやっているよということも何か入れると、だから国も県のほうも財源を下ろしてきてくださいよというか、国のほうの財源でやってほしい。それは岩倉市がやっているということを言えば伝わるのかな。そこまで書かなくても。

◎委員（鬼頭博和君） これはほかの市町村も同じ。

◎委員（片岡健一郎君） 同じですもんね。どこかだけ県からもらっているということはないと思うんで一緒か。

であればもう、今の委員長の提案もいいし、あとはもう委員の皆さんがどのように感じるかだけなので。

丁寧に全部書くか、「岩倉市を含む」でやってしまうのか。どちらでも僕は、どちらでも結構かと、意味は通じますので。

◎委員長（井上真砂美君） 短くするというのは、先ほど言いました「30市町村が実施し」という前に「岩倉市を含む」と。

自主財源という言葉もなかなか興味を引く言葉なんですけど、それは……。

◎委員（片岡健一郎君） これを出すということはそういうことなんで。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

梶谷委員、国のほう、よろしいですか。そうしますと、国のほうも30市町村の前に「岩倉市を含む」と。

最後にしっかり入れたい……。

◎委員（梶谷規子君） どちらでもいいです。

◎委員長（井上真砂美君） どちらでもいいです。多数決を採るほどのことでもないと思いますが。

〔「一任します」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） では、委員長・副委員長に一任していただいて、長い付け足しの文言をつけるか、「岩倉市を含む」にするか、ちょっと２人で仲よく相談してみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、意見書の文案については、委員長・副委員長で確認してまた一任していただきまして、また皆様方には確認を取っていきたいと思います。

異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。長い間お疲れさまでした。